

添付法令資料 4 :

工業施設及びインフラストラクチャーの開発に関する  
2017年1月11日付インドネシア共和国政令 No.2 (目次)  
同月12日施行

- 第1章 総則 (第1条及び第2条)
- 第2章 工業標準化
  - 第1節 総則 (第3条ないし第5条)
  - 第2節 工業標準化の計画 (第6条ないし第11条)
  - 第3節 工業標準化の指導 (第12条ないし第15条)
  - 第4節 工業標準化の推進 (第16条ないし第18条)
  - 第5節 工業標準化の監督 (第19条ないし第26条)
- 第3章 国家産業情報システム
  - 第1節 総則 (第27条ないし第29条)
  - 第2節 情報システムの開発及び発展 (第30条ないし第33条)
  - 第3節 情報システムの管理 (第34条ないし第38条)
  - 第4節 データ調達及び情報提供
    - 第1款 総則 (第39条)
    - 第2款 データ (第40条ないし第44条)
    - 第3款 情報 (第45条)
    - 第4款 データ及び情報の出所 (第46条)
    - 第5款 産業データ及び情報の収集 (第47条ないし第55条)
    - 第6款 データ及び情報の処理 (第56条及び第57条)
    - 第7款 データ及び情報の保存 (第58条)
  - 第5節 データ及び情報の普及 (第59条及び第60条)
  - 第6節 情報システムの指導及び監督 (第61条)
- 第4章 工業上の便宜 (第62条ないし第68条)
- 第5章 行政処分 (第69条ないし第84条)
- 第6章 終則 (第85条及び第86条)